

第4次志木市地域福祉活動計画

平成27年度～平成31年度



平成27年3月

社会福祉法人 志木市社会福祉協議会

第4次志木市地域福祉活動計画の策定にあたって

近年、少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式や価値観の多様化などにより、社会構造が大きく変容し、虐待、孤立死、ひきこもり、自殺・犯罪などの問題さらには経済的困窮者や詐欺被害など、地域における生活課題は複合的かつ深刻化しているのが現状です。

また、最近では、町内会・自治会への加入者が減少し、住民と地域のつながりが希薄化するなど、地域で支え合い助け合う機能が低下している傾向にあります。

このような中、志木市社会福祉協議会は、昭和54年に法人化して以来、地域に潜在する様々な福祉課題に取り組み、住民の福祉活動の推進、福祉サービスの企画・実施を基本機能として、志木市の実情に応じた行政とのパートナーシップを構築し、多くの住民の皆様のご理解とご協力を得て事業を実施してきました。

その事業は、地域福祉・ボランティアをはじめ、高齢者、障がい者、子育てさらには低所得者支援など多岐にわたっています。しかしながら、地域の様々な課題は、決して社会福祉協議会だけで解決できるものではありません。

行政はもとより、地域福祉活動を実践している町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体などのご協力をいただきながら、取り組んでいくことが必要であります。

今回の第4次志木市地域福祉活動計画は、このたび策定された第3期志木市地域福祉計画に基づき、この計画を具現化し今後5か年にわたって行政や福祉関係団体、市民等が同じ目標を持ち、各々が進むべき方向性をお互いに合意形成し、「共助」「協働の力」を育み、計画的、継続的な事業・活動を展開し「市民の誰もが安心して、自分らしく、いきいきと、自立した生活ができる地域社会の実現」に向け努力していくことが地域福祉の向上に役立つものと考えます。私ども志木市社会福祉協議会も、地域福祉を推進する中核的な団体としての役割を自覚し、社協役職員が一丸となって計画を推進していく所存であります。

結びにあたり、この計画策定に多くの皆様にご協力をいただきましたことに深甚なる感謝を申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成27年3月

社会福祉法人 志木市社会福祉協議会
会 長 谷 合 弘 行

目 次

第1部 総論	1
第1章 地域福祉活動計画について	1
1 計画の策定について	1
2 地域福祉計画との関係	3
3 計画の期間	4
第2章 計画の目指す方向性について	5
1 基本理念	5
2 基本目標	6
3 計画の体系	7
第3章 社会福祉協議会について	8
1 社会福祉協議会	8
2 取り組み方針	11
第2部 施策の展開	13
第1章 支え合いのあるまちづくり	13
1 市民力で支え合う仕組みづくり	13
2 地域活動への参加促進	16
3 支え合える環境づくり	20
第2章 誰もが必要なサービスを受けられ、自立した生活ができるまちづくり	25
1 健康づくり・介護予防の推進	25
2 自立のための環境づくり	28
3 生活支援の充実	30
4 誰もが必要なサービスを受けられる仕組みづくり	34
第3章 安心・安全に暮らせるまちづくり	38
1 災害時対策の推進	38
2 防犯・事故対策の推進	40
3 安全な移動手段の確保と道路	42
4 快適な生活環境の推進	43
第3部 計画の推進にあたって	44
第1章 計画の推進体制	44
1 計画内容の周知徹底	44
2 推進体制と見直し	44
第2章 計画の進行管理	44

第1部 総論

第1章 地域福祉活動計画について

1 計画の策定について

(1) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」です。

◇地域福祉活動計画の内容（全社協「地域福祉活動計画策定指針」より抜粋）

福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だっで行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め

(2) 計画策定の意義

地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定する意義は、次のような意義があり、第3期志木市地域福祉計画と第4次志木市地域福祉活動計画を一体的に策定しています。

◇地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的策定のイメージ

地域福祉計画	地域福祉活動計画
各行政計画と整合性を図った地域福祉推進の中長期計画を策定し、公的サービスを含めた志木市全体の福祉サービスの統合化を図る。	地域住民と各種ボランティア団体や民間団体が推進する地域福祉の実施・行動計画として、財源内訳とともに、具体的な取り組みを住民に明らかにする。
地域の福祉課題・社会資源の状況、地域福祉推進の理念・方向性を明記	

地域住民や福祉関係者が共に地域の課題を認識

住民の理解・協力により、
社協活動・市民力の強化

(3) 計画策定までの経緯

平成2年の社会福祉関係8法改正を契機に市町村を主体とした福祉施策が展開される中で、老人保健福祉計画策定が法定化されるなど、各自治体において福祉分野の計画策定の取り組みが始まりました。全国社会福祉協議会においても、地域の福祉を計画化する必要性から昭和59年に「地域福祉計画」の理論化を図り、平成4年には市区町村の社会福祉協議会の地域福祉活動計画づくりを支援するため「地域福祉活動計画策定の手引き」が作成され、志木市社会福祉協議会においても、平成5年に地域福祉活動計画を策定しました。

その後、平成12年の社会福祉法改正に伴い、平成15年から市町村における「地域福祉計画の策定」が規定されたことから、志木市と志木市社会福祉協議会の協働で、市民参加のもとに平成17年3月に新たに「志木市地域福祉計画」を策定しました。

この地域福祉計画は、関係組織以上に市民の声を中心にまとめられていたことから、さらにそれを実現・実行するための具体的な取り組みをまとめていく必要があったため、平成18年10月に改めて地域福祉活動を実践する関係組織と社協が中心となって地域福祉活動計画を策定しました。

以降、介護保険などの制度改正や社協組織の大規模改編、第2期の地域福祉計画策定による見直しを経て、このたび、平成27年4月からの第3期志木市地域福祉計画策定に併せ、第4次地域福祉活動計画の策定を行いました。

◇志木市地域福祉活動計画の策定の経緯

	地域福祉活動計画期間	主な策定背景
第1次	平成18年10月から 平成20年9月まで	具体的な取り組みとしてまとめていく必要があったため
第2次	平成20年10月から 平成23年3月まで	介護保険などの制度改正や社協組織の大規模改編があったため
第3次	平成23年4月から 平成27年3月まで (平成26年4月からの調整期間含む)	第2期志木市地域福祉計画策定による見直し
第4次	平成27年4月から 平成32年3月まで	第3期志木市地域福祉計画策定による見直し

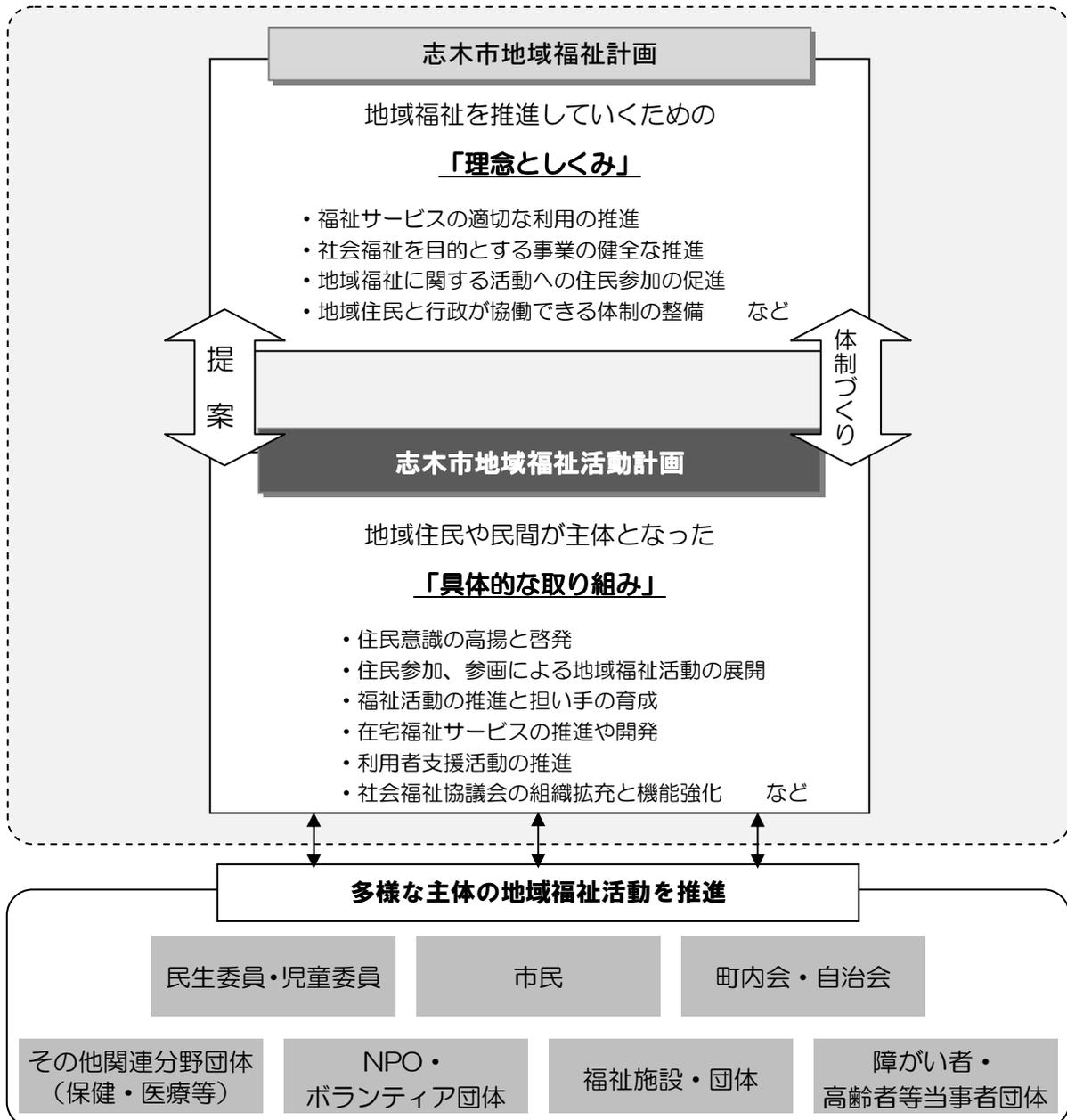
2 地域福祉計画との関係

志木市が策定する「志木市地域福祉計画」は、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進し、「市民の誰もが安心して、自分らしく、いきいきと、自立した生活ができる地域社会の実現」を目指し、志木市としての地域福祉の「理念」と「しくみ」をつくる計画です。

今回、志木市社会福祉協議会が策定する「志木市地域福祉活動計画（以下「本計画」という）は、「志木市地域福祉計画」の理念やしきみをもとに、具体的に実現するための活動内容を考える計画となります。

この理念・しくみづくりの「志木市地域福祉計画」と、それらを実現するための具体的な取り組みである本計画とが一体となって志木市の地域福祉を推進していきます。

◇第3期志木市地域福祉計画と第4次志木市地域福祉活動計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、志木市における地域福祉の一体的な推進の観点から、第3期志木市地域福祉計画と同様に平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行います。

◇策定の期間

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第3期志木市地域福祉計画					
第4次志木市地域福祉活動計画					
	----- 評価・検証			見直し準備 →	次期計画

第2章 計画の目指す方向性について

1 基本理念

本計画の理念は、市の地域福祉計画の将来像を踏襲します。

◇計画の理念

**市民の誰もが安心して、自分らしく、いきいきと、
自立した生活ができる地域社会の実現**

副題:「お互いさまの心豊かなふれあいのあるまちづくり」

近年、全国的に人口減少が急速に進む中で、志木市の人口は増加傾向にありましたが、今後は平成27年度をピークに減少していくことが予測されています。また、核家族化や少子高齢化が進行していることから、市民同士や家族のつながりの希薄化により、子育てや介護の力の低下が懸念されています。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするためには、市民の理解と協力による地域ぐるみでの課題解決に向けた取り組みが必要であり、行政、市民、関係機関・団体等とが相互のつながりを深め、連携・協力し合える関係性を構築し、地域の中で支援を必要としている人に的確な支援が届くようにすることが大切です。

志木市社会福祉協議会には、地域福祉をより一層推進していくため、市と連携し、市民や各団体、事業者等と協力して、地域福祉課題を解決していく重要な役割があります。

2 基本目標

(1) 支え合いのあるまちづくり

多様化する住民の福祉ニーズに対応するために、公的な福祉サービスだけでなく、地域住民をはじめ、町内会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPOなどの関係団体や市、社会福祉協議会が協働の考えのもと、連携して、みんなで助け合う、支え合いのあるまちづくりを推進します。

また、地域の中にふれあいや交流の場や様々な地域活動への参加の場を提供し、地域での支え合いの仕組みを構築するとともに、市民の福祉意識の醸成に努め、地域で中心となって活躍できる人材の育成や活用を推進します。

(2) 誰もが必要なサービスを受けられ、自立した生活ができるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らせるよう、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるよう、行政などによる公的な福祉サービスの質の向上を図るとともに、多様な形態の福祉サービスの提供に努めます。

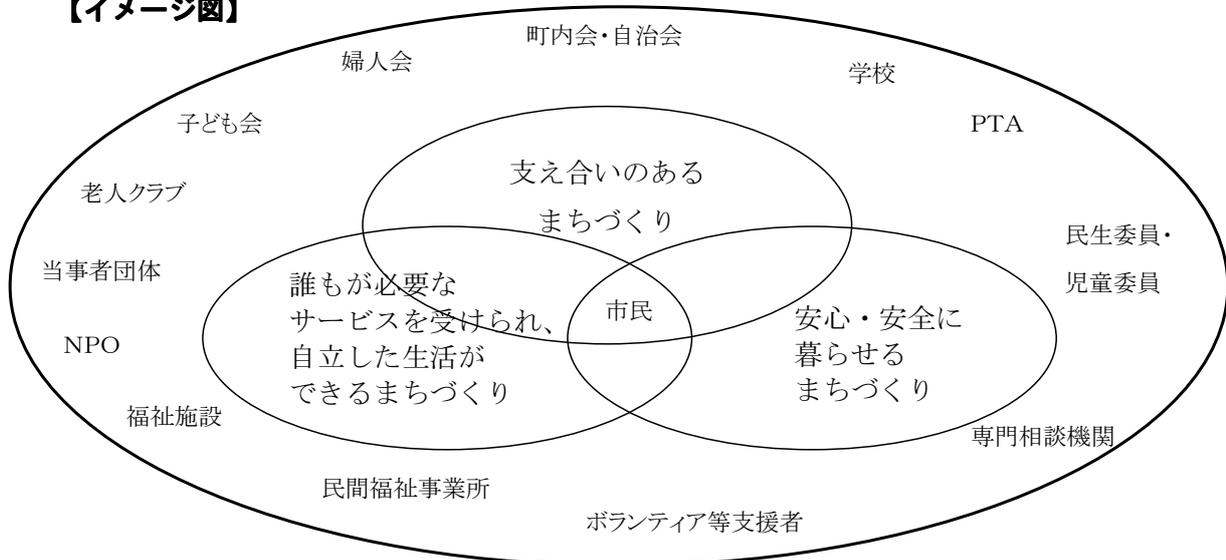
また、就労支援や健康づくりの充実により、地域で生きがいを持って健康に暮らせる社会づくりを推進するとともに、福祉に関する相談機能の強化や、情報提供体制の充実にも努めます。

(3) 安心・安全に暮らせるまちづくり

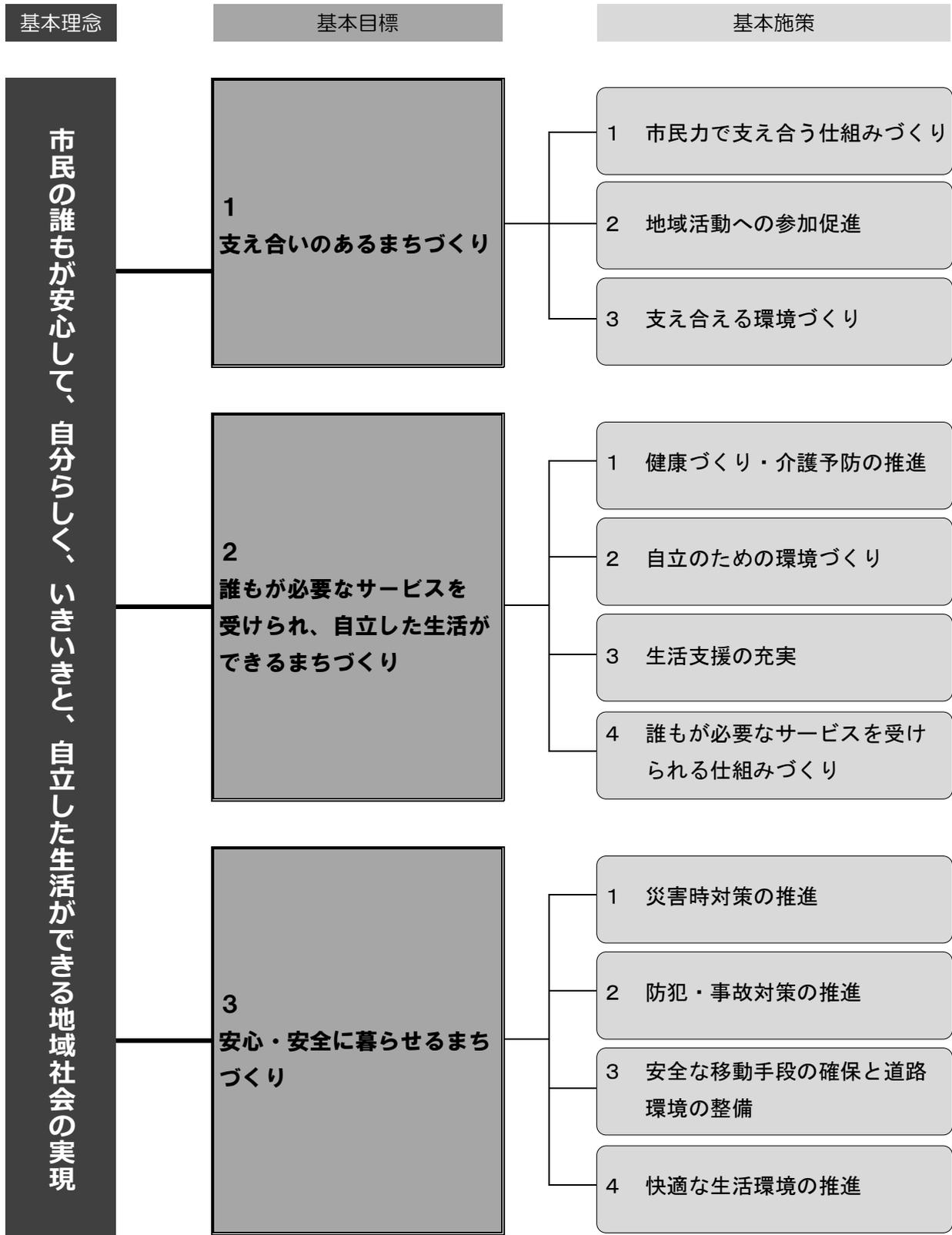
緊急時や災害時に対応できるよう、普段から備えるとともに、支援が必要な人の把握と地域での見守りの体制を強化します。

また、地域の誰もが安全で安心して暮らせるために、防犯体制を充実させるとともに、安全・快適な生活環境の確保と市民が気軽に集える場の充実に努めます。

【イメージ図】



3 計画の体系



第3章 社会福祉協議会について

1 社会福祉協議会

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、都道府県、市区町村を単位に1つずつ設置されています。地域住民やボランティア、福祉関係者・行政機関などと連携しながら地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指しています。

◇社会福祉法での社会福祉協議会の位置付け

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

また、次の活動原則に基づき、地域の特性を活かした活動を展開しています。

◇社会福祉協議会の活動原則（全社協「新社会福祉協議会基本要項」より抜粋）

①住民ニーズ基本の原則

地域住民の要望、福祉課題の把握に努め、住民ニーズに基づく活動を進める。

②住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、自主的な取り組みを基礎とした活動を進める。

③民間性の原則

民間組織らしく、開拓性、即応性、柔軟性を活かした活動を進める。

④公私協働の原則

行政機関や民間団体等の連携を図り、行政と住民組織との協働による活動を進める。

⑤専門性の原則

住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくり等、福祉の専門性を活かした活動を進める。

（２）志木市社会福祉協議会について

志木市社会福祉協議会（以下「社協」という）は、地域住民、福祉団体・施設、企業などを会員とする組織で、その代表者などによって構成される「理事会・評議員会」を意思決定機関とし、社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員や保育士など、様々な知識や技能等において福祉分野に精通した職員を配置して、地域福祉を推進しています。

事業は、各種相談をはじめ、生活支援・就労支援、生きがいつくり、権利擁護事業、ボランティアなどの育成、地域福祉活動支援、地域ネットワークづくり、福祉コミュニティづくり（福祉理解・障がい理解の促進など）など幅広く取り組んでいます。

（３）使命・経営理念・運営方針

① 使命

社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命としています。

② 経営理念

社協は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき事業を展開します。

- ア、住民参加・協働による福祉社会の実現
- イ、地域における利用者本位のサービスの実現
- ウ、地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- エ、地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

③ 運営方針

社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公共性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行います。

- ア、地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公平性の確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす。
- イ、事業は、住民参加・協働による展開を図る。
- ウ、事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う。
- エ、全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

(4) 組織・運営体制

① 組織

会員	地域福祉の推進に参加・協働する地域のあらゆる団体・組織を構成員とし、地域社会の総意を結集するため、定款・会員規程に基づく会員を置く。
理事	事業執行の決定にそれぞれの立場から積極的に参画し、地域福祉の推進役としての社協事業の発展に寄与し、理事（役員）としての責務を果たすため、定款に基づく理事を置く。
監事	社協活動や社会福祉法人会計を理解し、社協事業の監査をする、監事（役員）としての責務を果たすため、定款に基づく監事を置く。
評議員	理事・監事の選任、事業計画・予算などの決定を行う重要な議決機関として、評議員としての責務を果たすため、定款に基づく評議員を置く。
委員会	事業の推進にあたって、地域のあらゆる立場の意見を反映し、住民参加・協働による地域福祉を推進するため、委員会設置規程に基づく委員を置く。

② 財源

社協は、社協会費・寄附金・共同募金配分金などの「民間財源」、補助金・委託金などの「公費財源」、介護報酬などの「事業収入財源」を財源として運営します。

また、継続的に適切な事業評価やコスト把握を行い、安定的な財務運営に努めます。

③ 事務所の確保

社協は、地域福祉を推進する民間組織としての機能を発揮するため、地域福祉の推進を目的とする志木市総合福祉センター内に事務所を置きます。

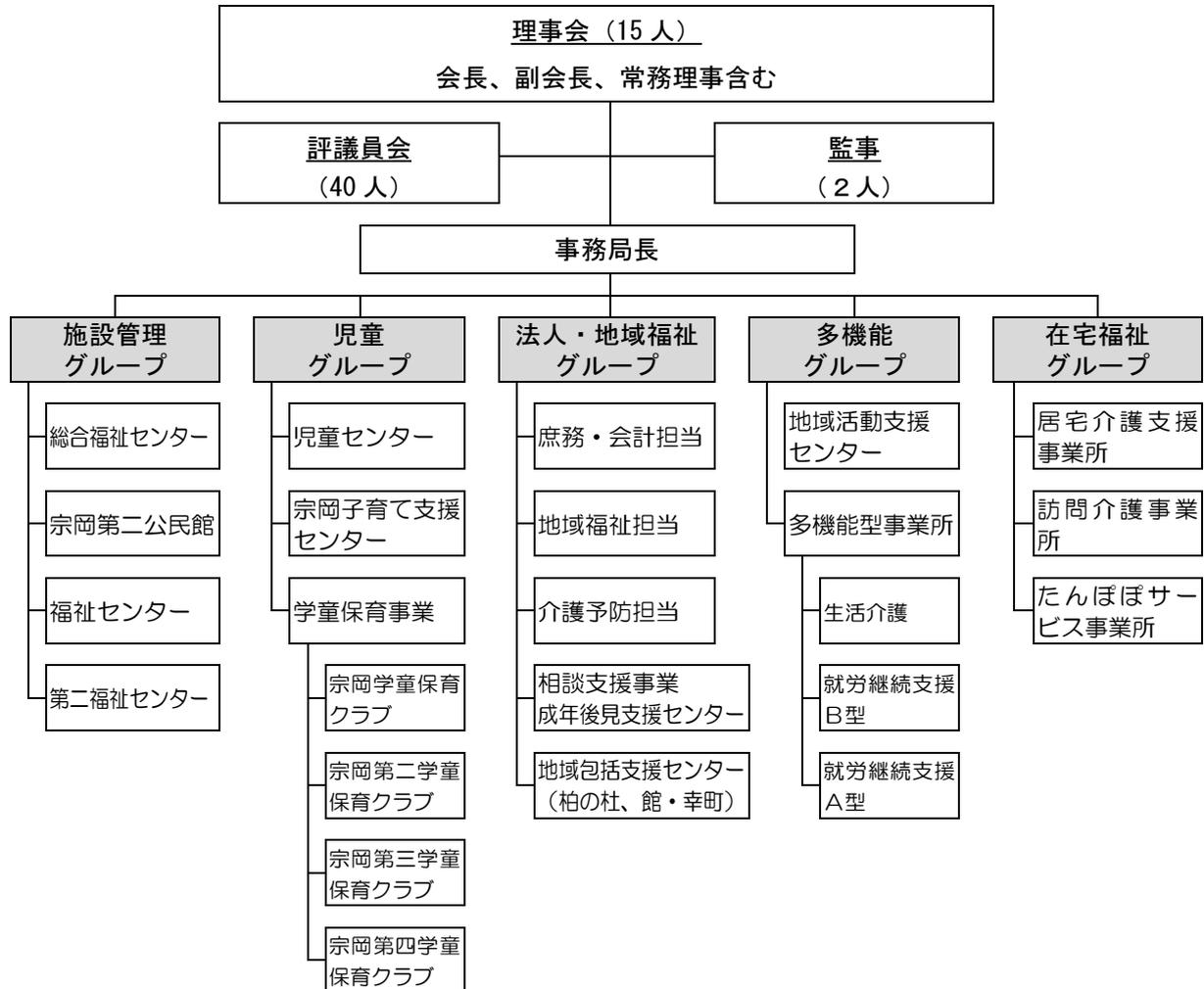
④ 職員体制の確保

地域福祉にかかわる専門性と熱意ある職員を得るとともに、自立した組織として継続的に運営できるよう、処遇などの条件の見直しを図ります。

(5) 事業推進体制

本計画の推進体制として、事務局を5つのグループに分け事業を推進します。

◇志木市社会福祉協議会の組織図



2 取り組み方針

(1) あらゆる生活課題への対応

社協の訪問介護事業や居宅介護支援事業、住民参加型のたんぽぽサービス事業による在宅福祉サービスを中心に、公的な福祉制度サービスだけでは解決できない地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを介護保険制度等に則して進めていきます。

（２）相談・支援体制の強化

生活困窮者自立支援事業の実施に伴い、社協の生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、相談支援事業を中心に、ソーシャルワーカー(社会福祉士)職員を地域に配置し、地域包括支援センターとの協働により、総合的な相談体制を構築していきます。

（３）アウトリーチの徹底

社会や地域からの孤立、サービスや支援の拒絶、引きこもりなどの見えにくい生活課題が広がる中で、地域に出向き住民と協働して様々な生活課題を発見し、それらの支援と支援のネットワークづくりを行う福祉の専門職として、社協職員を市内3つの地区民協に担当職員を配置し、民生委員・児童委員との連携を図り、住民と専門職、関係機関の協働による支援や問題解決を図る仕組みづくりを進めます。

（４）地域のつながりの再構築

小地域などによる地域に根ざした活動が望まれる中で、町内会・自治会の組織率が低下している傾向があります。社協では、地域福祉を推進する上で町内会・自治会の代表を「地区委員」、民生委員・児童委員協議会の委員を「福祉協力委員」として委嘱し、社協会費や共同募金活動の協力を仰ぐとともに、各町内会・自治会等における地域福祉活動への積極的な取り組みへの助成活動を行っています。今後体系を見直した地域福祉関係者で構成する地域福祉活動連絡会議を設置して、地域ごとの連携・協力体制を構築するなど、地域福祉推進の基礎組織づくりを進めていきます。

（５）行政とのパートナーシップ

社協は、従来から市行政とのパートナーシップのもとに事業や活動を展開してきました。特に平成18年度からは福祉センター・第二福祉センターの指定管理者・委託事業として施設の管理運営を任せ、平成20年度からは総合福祉センターや児童センター等の4施設の指定管理者として、また市が直営する福祉作業所を障害者総合支援法に基づく多機能型事業所として社協の自主運営により引き継ぐなど、障がい者福祉や児童福祉に至る広範な福祉事業を実施しています。

また、高齢者や障がい者の権利擁護を推進する立場から県内でいち早く法人後見事業に着手し、市からは成年後見支援センターの設置運営や地域包括支援センター業務も委託されるなど様々な連携を図って事業に取り組んでいます。今後とも行政との連携や協働をすすめ、志木市地域福祉計画と本計画を一体的に推進し、重層的なセーフティネットの構築を図っていきます。

第2部 施策の展開

第1章 支え合いのあるまちづくり

1 市民力で支え合う仕組みづくり

地域福祉を推進するために、地域でのつながりを大切にし、地域で支え合える市民力を活かした地域づくりを目指します。そこで、市民のニーズを的確に把握するため、町内会・自治会や民生委員・児童委員等との関係を密接に持ちます。また、地域で市民が積極的に活躍できる場や機会をつくり、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに関わることができる仕組みを整備します。

なお、本計画でいう「市民力」とは、小さな市民の力が集まれば大きな力になるという住民主体の考えに基づき、地域に住む市民一人ひとりが、地域のために仕組みを作ることを目指します。

(1) 地域ニーズの把握・共有

○地域福祉コーディネーターの配置

社協に、地域福祉関係業務を担当する職員（地域福祉コーディネーター）を配置し、地域におけるつながりづくりを推進します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉等）					
財源	7人（兼務） 配置	8人（兼務） 配置	→		
市補助金					

○市民との協働によるニーズの把握

地域福祉コーディネーターを中心に、社協職員と町内会・自治会等役員との関係をさらに深め、町内会・自治会が認識している地域ニーズを地区委員会などで把握します。また、身近な専門職として民生委員・児童委員が把握している福祉ニーズを地区民協定例会や部会活動などで把握します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）					
財源	継続	→			
社協会費、共募事務費					

(2) 地域活動への支援

○地域福祉活動・ボランティア活動団体への助成

地域福祉活動、ボランティア・市民活動を活発にするため、町内会・自治会や婦人会、老人クラブや子ども会が行う事業、福祉団体・ボランティア活動団体が行う事業などに活動費を助成します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	①地区敬老会支援				
財源	②世代間交流支援				
社協会費、共募配分金	③当事者地域交流支援				
	④福祉施設等訪問活動	→	検証・見直し	継続	→
	⑤高齢者在宅訪問活動				
	⑥地域活動支援助成				
	⑦地域住民生活支援助成				

○地域福祉活動への物品の貸出

臼・杵などのもちつき用品をはじめ、屋外用テントやワイヤレスマイクなどの社協が保有する物品を町内会・自治会などの地域団体に貸出し、活発な地域福祉活動ができるよう支援します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）					
財源	継続	→	検証・見直し	継続	→
社協会費					

○ボランティア活動団体の活動場所調整

社協が管理運営する施設を市内で活動する障がい者などの生活を支援するボランティア活動団体に提供し、安定した活動ができるよう支援します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉、地域活動支援センター）					
財源	継続	→	検証・見直し	継続	→
市補助金					

○ボランティア保険の加入促進

社協及び社協会員並びに社協が活動を把握しているボランティア個人・団体が、安心してボランティア活動をするための保険窓口業務（加入・事故対応）及び加入促進のための助成を行います。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	検証・ 見直し	実施			
財源					
社協会費					

（3）見守り活動の推進

○地域福祉活動連絡会議の開催

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策など、様々な団体、組織が関わる地域福祉課題に対し、市と調整を図り、関係機関が連携してその解決に向けた協議を行うための連絡会議を設置します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	調整	継続	検証・評価 ・見直し	継続	
財源					
社協会費					



2 地域活動への参加促進

いざという時の対応や見守り活動推進のためには、普段から顔の見える地域での関係づくりが重要となります。そこで、地域で多様な活動を展開するために、市民が地域で活動しやすい環境を作るとともに、地域で活動している市民や事業者が知り合い、連携するための交流を促進します。

(1) 市民活動への支援

○住民参加型在宅福祉サービスの推進

様々な制度の狭間となってしまう生活課題に対し、市民の参加・協力により食事作りや掃除、ゴミ出しなどの生活支援サービスを実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（たんぼぼサービス事業）					
財源	実施、調査・研究	検証・見直し	実施	→	
利用料、社協会費等					

○小地域サロン活動の推進

近所で集まることができる場を作り、地域での支え合いを進めるため、小地域サロンの設立に関する相談や、運営に関する支援、情報交換会や研修会などを行います。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	→				
財源	活動相談 27箇所	活動相談 28箇所	活動相談 29箇所	活動相談 29箇所	活動相談 30箇所
社協会費	運営支援 20箇所	運営支援 21箇所	運営支援 22箇所	運営支援 22箇所	運営支援 23箇所



○地域福祉活動の表彰

社協事業の進展または社協への寄附など、地域福祉推進に功績があった人への表彰を行います。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）					
財源	対象者の検証・見直し	継続	➔		
社協会費					

（2）ボランティア・福祉人材の育成

○ボランティア活動の情報収集及び相談・コーディネート

全国組織である社会福祉協議会の特長を活かしたボランティア活動に関する情報収集・相談を行います。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）					
財源	継続	➔			
社協会費					



○ボランティア体験プログラムの実施

市内福祉施設やボランティア活動団体の協力により、小・中・高校生から大人までの幅広い世代が体験を通じて身体と心で感じ、福祉を理解する講座を実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	継続 				
財源	40コース 100人参加				
社協会費、県社協助成金					



○ボランティア関連講座の実施

音訳・点訳・手話など障がい者の生活を支援する活動をはじめ、地域社会の課題解決に協力してもらえる人材育成の講座を実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	継続 				
財源	7講座 100人	7講座 100人	7講座 110人	7講座 110人	7講座 120人
社協会費、受講生負担					



○市民後見人の養成

今後増加が予想される認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が十分でない市民の生活を支えるため、市民後見人の参加と協力により権利擁護事業を実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（成年後見支援センター）	継続				
財源	市民後見人 2人	市民後見人 3人	市民後見人 3人	市民後見人 4人	市民後見人 4人
市委託料	2人	3人	3人	4人	4人



○福祉・介護人材の育成

地域に根ざした福祉・介護人材を育成するため、市内で不足している人材の調査を進めるとともに、関係する専門職等の協力を得た研修・養成講座を実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	専門研修実施 （聴覚障がい など）	専門研修実施 （知的障がい など）	専門研修実施 （聴覚障がい など）	専門研修実施 （発達障がい など）	専門研修実施 （介護職員初 任者など）
財源					
受講生負担	評価・検証				

○福祉専門人材の育成

専門性の高い地域に根ざした福祉人材を育成するため、社会福祉士資格取得のための相談援助実習、介護職員初任者研修のための実習を受け入れます。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉、 訪問介護事業所）	継続				
財源					
—					

3 支え合える環境づくり

支え合う福祉のまちづくりの風土を形成するために、地域に人々が集まることができる場所と、積極的に人と人とが交流できる機会が求められています。そのため、地域における様々な活動の拠点や世代を超えた交流の機会を確保し、地域活動の活性化を図ります。

(1) 交流拠点の整備

○地域福祉活動拠点の活用

志木市総合福祉センター及び宗岡第二公民館の指定管理を受け、複合施設を有効活用し、地域福祉活動を効果的に推進します。また、サークル活動が活発に取り組めるよう支援します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（総合福祉センター、宗岡第二公民館）	継続				
財源	【総福】 360日開館 35,000人利用	【総福】 359日開館 35,250人利用	【総福】 359日開館 35,500人利用	【総福】 360日開館 35,750人利用	【総福】 360日開館 36,000人利用
市指定管理料	【宗二公】 360日開館 52,000人利用	【宗二公】 359日開館 52,300人利用	【宗二公】 359日開館 52,600人利用	【宗二公】 359日開館 52,900人利用	【宗二公】 359日開館 53,200人利用

○高齢者交流拠点の運営

志木市福祉センター、志木市第二福祉センター、カフェ・ランチルームの委託を受け、高齢者の生きがいづくり、介護予防の拠点として有効活用した運営をします。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（福祉センター、第二福祉センター、介護予防事業）	継続				
財源	【福セ】 360日開館 54,000人利用	【福セ】 359日開館 54,300人利用	【福セ】 359日開館 54,600人利用	【福セ】 359日開館 54,900人利用	【福セ】 360日開館 55,200人利用
市委託料	【二福】 360日開館 50,000人利用	【二福】 359日開館 50,300人利用	【二福】 359日開館 50,600人利用	【二福】 359日開館 50,900人利用	【二福】 360日開館 51,200人利用
	【カフェ】 250日開館 2,500人	【カフェ】 250日開館 2,600人	【カフェ】 250日開館 2,700人	【カフェ】 250日開館 2,800人	【カフェ】 250日開館 2,900人



○障がい者交流拠点の活用

地域活動支援センターを運営し、障がいに応じた様々な教室事業を実施し、障がい者の社会参加を積極的に促進します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（地域活動支援センター）	継続 				
財源	活動の場 170件 2,400人	活動の場 170件 2,400人	活動の場 180件 2,500人	活動の場 180件 2,500人	活動の場 180件 2,500人
市補助金	教室事業 7教室 800人	教室事業 7教室 800人	教室事業 8教室 850人	教室事業 8教室 850人	教室事業 8教室 850人



○子育て交流拠点の活用

子育ての孤立化を防ぐために、宗岡子育て支援センターの指定管理を受け、関係機関と連携を図った事業を展開するとともに、宗岡地区を中心に、地域に出向いた事業を実施するなど、子育て家庭の交流拠点として運営します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（宗岡子育て支援センター）	継続 				
財源	360日開館 25,000人利用	359日開館 25,200人利用	359日開館 25,400人利用	359日開館 25,600人利用	360日開館 25,800人利用
市指定管理料					



○児童健全育成の推進

児童に健全な遊びを提供して、健康を増進し、情操を豊かにするため、志木市児童センターの指定管理を受け、児童が健やかに育つ環境づくりを推進します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（児童センター）	継続 				
財源	360日開館 32,000人 利用	359日開館 32,250人 利用	359日開館 32,500人 利用	359日開館 32,750人 利用	360日開館 33,000人 利用
市指定管理料					



○学童保育クラブの運営

市から「学童保育クラブ事業」を受託し、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう、児童の健全育成に取り組みます。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（学童保育クラブ）	継続 				
財源	4箇所 293日開所				
市委託料					



(2) 交流機会の充実

○多世代交流事業の実施

世代や障がいの有無にかかわらず、様々な立場の市民が参加し、みんなが楽しめるイベントを継続的に実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（総合福祉センター）	総合福祉センターまつり 2日間実施	継続 			
財源	ハートフルコンサート 1日間実施				
市指定管理料					

○高齢者交流事業の実施

高齢者同士の交流を促進するため、高齢者による高齢者のためのイベントを実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
志木市老人クラブ連合会、社協（福祉センター）	彩愛まつり 2日間実施	継続 			
財源					
市委託料					

○高齢者交流活動への支援

地域内での高齢者同士の交流を促進する友愛訪問事業に助成します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	継続 				
財源	6回 370件訪問	6回 380件訪問	7回 380件訪問	7回 390件訪問	8回 400件訪問
社協会費、共募配分金					

○高齢者と子どもの交流活動の実施

高齢者と子どもが一緒に取り組むスポーツを中心にした交流イベントを実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
志木市老人クラブ連合会、志木市子ども会育成連絡協議会	継続 				
財源	年1回 500人参加				
市委託料					

(3) 福祉理解・福祉教育の充実

○学校における福祉教育の推進

障がい者などへの誤解や偏見をなくするための学習プログラムを市内小中学校の「総合的な学習の時間」を通じて実施し、協力者との調整や備品貸出、企画への相談支援などを行います。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	継続 				
財源	12校 80件の体験 学習調整				
社協会費、県社協助成金					



○地域住民への福祉教育の推進

広く地域住民に対し、福祉・障がい理解を促進する事業を実施・支援し、福祉教育を推進します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	継続 				
財源	知的、聴覚、 精神、発達な どの障がい理 解事業				
社協会費、県社協助成金	4事業100人	4事業110人	4事業110人	4事業120人	4事業120人



第2章 誰もが必要なサービスを受けられ、自立した生活ができるまちづくり

1 健康づくり・介護予防の推進

市民一人ひとりが元気で充実した生活を送るために、健康を保持・増進するための取り組みが重要となります。

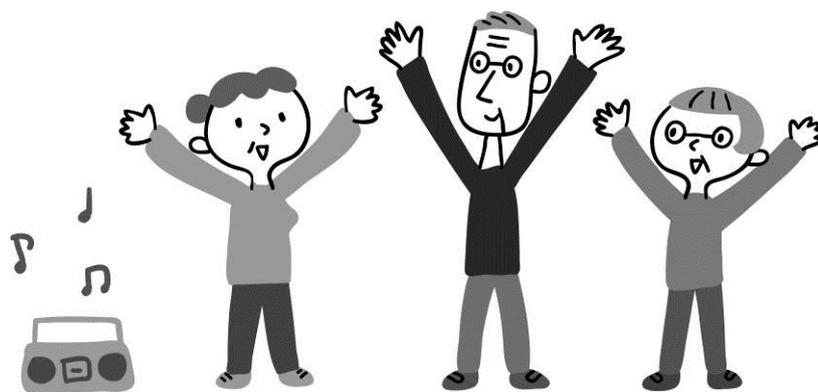
そのため、高齢者や障がい者をはじめとした市民が、身近な場所で楽しく、それぞれの体力に応じて続けていけるよう、様々な健康体操を実施するなど、健康づくり・介護予防活動を推進します。

(1) 健康づくりの推進

○公民館事業の実施

住民の教養の向上、健康を増進し、情操の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進を図るため、関係機関や団体と連携し各種事業を実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（宗岡第二公民館）	継続 				
財源	生活講座 4事業	生活講座 4事業			
市指定管理料	趣味講座 3事業	趣味講座 3事業			



(2) 介護予防の推進

○介護予防拠点の活用(再掲;第1章 3(1))

志木市福祉センター、志木市第二福祉センター、カフェ・ランチルームの委託を受け、高齢者の生きがいがづくり、介護予防の拠点として運営します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協(福祉センター、第二福祉センター、介護予防事業)	継続	➔			
	【福セ】 360日開館 54,000人利用	【福セ】 359日開館 54,300人利用	【福セ】 359日開館 54,600人利用	【福セ】 359日開館 54,900人利用	【福セ】 360日開館 55,200人利用
財源	【二福】 360日開館 50,000人利用	【二福】 359日開館 50,300人利用	【二福】 359日開館 50,600人利用	【二福】 359日開館 50,900人利用	【二福】 360日開館 51,200人利用
市委託料	【カフェ】 250日開館 2,500人	【カフェ】 250日開館 2,600人	【カフェ】 250日開館 2,700人	【カフェ】 250日開館 2,800人	【カフェ】 250日開館 2,900人



○自主的なリハビリ場所の整備

自主的に身体機能の回復を図ることができる場を整備するとともに、有資格職員の継続的な指導がある体操や運動を通じて、日頃からできる身近な介護予防活動を推進します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協(福祉センター、第二福祉センター)	継続	➔			
	【福セ】 転倒予防2,400人 筋トレ2,400人	【福セ】 転倒予防2,500人 筋トレ2,500人	【福セ】 転倒予防2,600人 筋トレ2,600人	【福セ】 転倒予防2,600人 筋トレ2,600人	【福セ】 転倒予防2,700人 筋トレ2,700人
財源	【二福】 転倒予防5,000人 筋トレ3,400人	【二福】 転倒予防5,100人 筋トレ3,500人	【二福】 転倒予防5,200人 筋トレ3,500人	【二福】 転倒予防5,200人 筋トレ3,600人	【二福】 転倒予防5,300人 筋トレ3,600人



○障がい者交流拠点の活用(再掲;第1章3(1))

地域活動支援センターを運営し、障がいに応じた様々な教室事業を実施し、障がい者の社会参加を積極的に促進します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（地域活動支援センター）	継続 				
財源	活動の場 170件 2,400人	活動の場 170件 2,400人	活動の場 180件 2,500人	活動の場 180件 2,500人	活動の場 180件 2,500人
市補助金	教室事業 7教室 800人	教室事業 7教室 800人	教室事業 8教室 850人	教室事業 8教室 850人	教室事業 8教室 850人

(3) 食育の推進

○ふれあい健康交流会の実施

普段閉じこもりがちな高齢者が同じ地域に住む仲間との食事を楽しみながら、日頃から食生活について考える機会が持てるよう、ふれあい健康交流会事業を受託します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	継続 				
財源	36回 1,000人				
市委託料					



2 自立のための環境づくり

誰もが地域で自立して生活することができるようにするためには、高齢者や障がい者などの一般就労が困難な人に対しても、社会の一員として社会参加できる場所を提供する必要があります。そのため、シルバー人材センターや就労支援センター、ハローワーク等と連携し、高齢者や障がいのある人の就労環境を整備します。また、生活保護の受給には至らないけれども、生活が困窮している市民への支援を強化します。

(1) 生活困窮者の支援

○身近な相談窓口の体制づくり

身近な地域で福祉に関わる様々な相談を受けることができるよう、民生委員・児童委員や町内会・自治会、NPO、関係機関などとの連携を強化し、適切な相談窓口につながる体制づくりに努めます。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（相談支援事業所）	継続 				
財源	相談員 2 人配置				
市委託料					

○生活再建のための支援

生活困窮者自立支援事業との連携を強化し、低所得者や生活困窮世帯が自立できるようにするための貸付事業を行います。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉、相談支援事業）	継続 				
財源	4 種貸付事業 143 件				
市補助金、県社協委託料					



(2) 就労の支援

○高齢者の就労環境づくり

これまで培ってきた経験や能力を地域で発揮できる場として、また、元気な高齢者が地域のために活躍できる場として、住民参加による在宅生活支援事業を実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（たんぼぼサービス事業）	継続 				
財源	協力員 70人 新任研修 10人	協力員 70人 新任研修 10人	協力員 80人 新任研修 10人	協力員 85人 新任研修 10人	協力員 90人 新任研修 10人
利用料等					

○障がい者の就労環境づくり

多機能型事業所の運営を通じ、障がいがあっても働くことができる場を確保します。また、継続して就労していくための個別相談援助を行います。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（多機能型事業所、相談支援事業）	継続 				
財源	就労A 1,100人 就労B 4,800人 相談支援 2,000件				
障がい福祉サービス報酬					

○障がい者の就労支援

多機能型事業所の運営を通じ、障がいの程度に応じた様々な業務を実施するとともに、その拡大を図ります。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（多機能型事業所）	継続 				
財源	就労A 4業務 就労B 6業務	就労A 5業務 就労B 6業務	就労A 5業務 就労B 7業務	就労A 6業務 就労B 7業務	就労A 6業務 就労B 7業務
障がい福祉サービス報酬					



3 生活支援の充実

常に支援が必要な人を抱えている家族は、その身体的・精神的負担が大きく、家族に対する支援を行うことはその家庭全体を支える上で大切なことです。また、当事者団体の活動が活発になることや福祉事業所が活動しやすい環境を整えていくことは、支援が必要な人を支えていく上で必要なことです。

さらに近年、必要な支援を受けられずサービスに結びついていない人や地域の中で孤立している人の存在が懸念されています。様々な制度に関わる人や団体等と密接につながることで、支援が必要な人を抜け漏れなく把握し、支援へと結び付けていくとともに、新たなサービスを開発するなど総合的な支援に取り組みます。

(1) 家族への支援

○地域包括支援センターの機能充実

関係機関と連携を図り「総合相談支援」「権利擁護」「包括的ケアマネジメント」「介護予防ケアマネジメント」を行い、機能の充実を図ります。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協(地域包括支援センター 柏の杜、館・幸町)	継続 				
財源	【柏の杜】 総合相談4,000件 地域支援30件				
市委託料	【館幸町】 総合相談4,000件 地域支援30件				



○家族介護者交流事業の実施

日頃、家族を介護している人がリフレッシュできる機会を増やすため、介護者同士で交流する機会を提供します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	継続	➔			
財源	4回				
市委託料	検証・見直し				



○家族介護者教室の実施

日頃、家族を介護している人に介護に関する情報提供や介護技術等を学習する機会を提供します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（地域包括支援センター 柏の杜、館・幸町）	継続	➔			
財源	2回				
市委託料					

○子育て家族の息抜きづくり

宗岡子育て支援センターの指定管理を受け、宗岡地区を中心とした子育て家庭の交流を促進するため、あそびの広場事業を展開します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値								
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度				
社協（宗岡子育て支援センター）	継続	➔							
財源	295日実施 15,000人参加					295日実施 15,100人参加	295日実施 15,200人参加	295日実施 15,300人参加	295日実施 15,400人参加
市指定管理料									

(2) 当事者団体・福祉事業所への支援

○高齢者団体活動の支援

老人クラブへの情報提供をはじめ、運営相談や立ち上げ相談、団体同士が交流するための調整などを行います。また、老人クラブが主体的に実施する友愛訪問事業に助成をします。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉、福祉センター）	継続 				
財源	6回 370件訪問	6回 380件訪問	7回 380件訪問	7回 390件訪問	8回 400件訪問
社協会費、共募配分金					

○障がい者関連団体活動の支援

障がい者団体（家族会含む）に関する情報提供を行うほか、会員増強のためのPR活動などを支援します。また、運営費や事業費の助成をします。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉、地域活動支援センター）	継続 				
財源	運営費助成 7団体 事業費助成 16事業				
社協会費、共募配分金					

○子育てサークル活動の支援

活動支援に関する情報提供を行うほか、団体の運営相談や団体同士が交流するための調整などを行います。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉、宗岡子育て支援センター、児童センター）	継続 				
財源	市指定管理料				



(3) 公的支援の検証

○訪問介護事業の推進

高齢者、障がい者、子育てなど様々な制度に対応した訪問介護事業を実施し、各制度の安定的供給を確保するとともに、制度の隙間となる福祉ニーズを検証します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（訪問介護事業所）	継続 				
財源	訪問時間 26,500時間				
介護サービス報酬、障がい福祉サービス報酬など	訪問回数 25,000回 利用者数 2,400人				

○住民参加型在宅福祉サービスの推進(再掲;第1章2(1))

様々な制度の狭間となってしまいう生活課題に対し、市民の参加・協力により食事作りや掃除、ゴミ出しなどの生活支援サービスを実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（たんぽぽサービス事業）	実施 				
財源	実施、 調査・研究	検証・ 見直し	実施		
利用料等					

○制度外サービスの実施

ヘルパー業務として認められていない「大掃除」や全額自己負担となる「介護用品」を援助するなど、制度外の在宅福祉サービスを実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	継続 				
財源	大掃除 160世帯 介護用品 280人	大掃除 165世帯 介護用品 285人	大掃除 170世帯 介護用品 290人	大掃除 175世帯 介護用品 295人	大掃除 180世帯 介護用品 300人
共同募金配分金					

4 誰もが必要なサービスを受けられる仕組みづくり

地域で誰もが安心して、自分らしく生活していくためには、地域で福祉サービスを必要とする人が、必要なサービスを受けることができる体制を整備することが必要です。

そのため、相談援助活動や情報提供の充実を図るとともに、権利擁護を促進し、関係機関との連携強化にも努めます。

(1) わかりやすい相談窓口の拡大

○身近な相談窓口の体制づくり(再掲;第2章2(1))

身近な地域で福祉相談を受けることができるよう、民生・児童委員や町内会・自治会、NPOなどとの連携を強化し、適切な相談窓口につながる体制づくりに努めます。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協(相談支援事業所)	継続 				
財源	相談員 2 人配置				
市委託料					

○地域包括支援センターの機能充実(再掲;第2章3(1))

関係機関と連携を図り「総合相談支援」「権利擁護」「包括的ケアマネジメント」「介護予防ケアマネジメント」を行い、機能の充実を図ります。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協(地域包括支援センター 柏の杜、館・幸町)	継続 				
財源	【柏の杜】 総合相談 4,000 件 地域支援 30 件 【館幸町】 総合相談 4,000 件 地域支援 30 件				
市委託料					

○(障がい者)相談支援事業所の充実

障がい者等がその人の能力及び適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう相談に応じ、必要な情報提供や助言、関係機関との調整などを行います。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協(相談支援事業所)	継続 				
財源	相談件数 2,000 件 関係機関調整 500 件				
市委託料					

○子育ての交流拠点の活用(再掲;第1章3(1))

子育ての孤立化を防ぐために、宗岡子育て支援センターの指定管理を受け、関係機関と連携を図った事業を展開するとともに、宗岡地区を中心に、地域に出向いた事業を実施するなど、子育て家庭の交流拠点として運営します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（宗岡子育て支援センター）	継続	継続	➔		
財源	360日開館 25,000人利用	359日開館 25,200人利用	359日開館 25,400人利用	359日開館 25,600人利用	360日開館 25,800人利用
市指定管理料					



（2）情報発信・情報提供の充実

○情報伝達手段の多様化

様々な市民の立場に立った情報発信を行うため、広報紙面の工夫や最新情報を掲載したホームページの更新を行います。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	継続	➔			
財源	社協だより 6回				
社協会費	ホームページ更新 36回				

(3) 権利擁護活動の促進

○権利擁護活動の推進

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が充分でない人が生活していくための福祉サービスの利用手続きや財産管理を行う権利擁護事業を実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（相談支援事業所）	継続 				
財源	相談 150 件 日常生活自立 支援 12 件 法人後見 10 件 後見対応 600 件				
県社協委託料、利用者負担金、後見等報酬など					

○市民後見人の養成(再掲;第1章2(2))

今後増加が予想される認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が充分でない人の生活を支えるため、市民後見人の参加と協力により権利擁護事業を実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（成年後見支援センター）	継続 				
財源	市民後見人 2人				
市委託料	市民後見人 2人	市民後見人 3人	市民後見人 3人	市民後見人 4人	市民後見人 4人



(4) 関係機関の連携強化

○居宅介護支援事業所の基盤強化

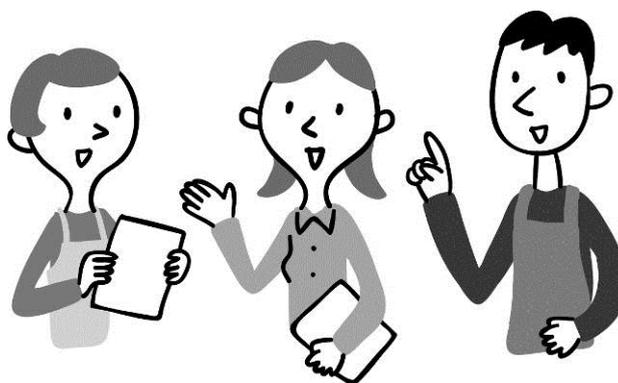
介護などの支援が必要な人に、地域に根ざした介護サービス計画を提供できるよう、関係者を招集したサービス担当者会議を開催します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（居宅介護支援事業所）	継続 				
財源	サービス担当者会議 200回	サービス担当者会議 205回	サービス担当者会議 210回	サービス担当者会議 210回	サービス担当者会議 215回
介護サービス報酬	介護予防サービス担当者会議 40回	介護予防サービス担当者会議 42回	介護予防サービス担当者会議 42回	介護予防サービス担当者会議 44回	介護予防サービス担当者会議 44回

○各種専門機関との連携

福祉総合相談を通じて、多種多様な相談に対応します。また、その解決に向けて、関係機関との連携を強化するため、高齢者、障がい者、子育て、生活困窮、権利擁護、ボランティアなど、様々な専門相談窓口の役割を相互に確認し、綿密な連携を図るべく、相談担当者会議を開催します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（相談支援事業所）	継続 				
財源	福祉総合相談 200件				
—	相談担当者会議 4回				



第3章 安心・安全に暮らせるまちづくり

1 災害時対策の推進

東日本大震災以降、地域のつながりを含めた災害時の対策が重要視されており、災害に対する地域での準備と、いざというときに支援が必要な人の把握と支援のあり方の確立が急務となっています。

そのため、災害時・緊急時に平常時から備えるとともに、災害時・緊急時には住民同士が助け合えるような仕組み・関係を構築していきます。

(1) 情報伝達体制の整備

○災害ボランティアセンターの設置

市内での対応が困難なほどの大規模な災害に対し、市外からの応援者（災害ボランティア）の受入を円滑に行うため、体制を構築します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	マニュアルの検証・見直し 訓練 1回 				
財源					
社協会費					



(2) 避難困難者・避難者への支援

○契約者へのサービス確保

避難行動要支援者となり得るそれぞれの福祉サービス利用者に対し、安否確認を行うとともに、災害時に速やかなサービスの確保を図ります。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、相談支援事業所、多機能型事業所）	契約者の 状況確認を 随時実施				
財源					
介護サービス報酬、障がい福祉サービス報酬					

(3) 避難訓練の実施

○施設に即した避難訓練の実施

利用者の安全に配慮し、利用者の特性や利用実態に応じた消防訓練・避難訓練を実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（総合福祉センター、福祉センター、第二福祉センター）	2回				
財源					
市指定管理料、市委託料					

○地区防災訓練への協力

多くの町内会・自治会では、住民の防災意識の高揚を図るため、また、緊急時の組織対応力を高めるために防災訓練を実施しています。社協では、避難所単位での運営体制の実態を把握し、緊急時でも円滑な連携体制を構築できるよう、防災訓練に参加するとともに、その運営を支援します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
町内会・自治会、社協（法人・地域福祉）	2小学校区 （14町内 会・自治会）	3小学校区 （15町内 会・自治会）	3小学校区 （15町内 会・自治会）	4小学校区 （17町内 会・自治会）	4小学校区 （17町内 会・自治会）
財源					
社協会費					

2 防犯・事故対策の推進

犯罪や振り込め詐欺などの発生による不安、高齢者の家庭内や生活上の事故などの不安を取り除くため、市と地域が協力して防犯を推進していく必要があります。

そのため、安全な生活環境の整備に努めるとともに、関係機関と連携し、日頃からの家庭・地域でのコミュニケーションを図り、地域の安全・安心を守れるよう、防犯・見守り活動を促進します。

(1) 犯罪抑止の強化

○防犯情報の発信

警察や行政から発信された防犯情報は、回覧板や広報誌などを活用して地域住民に周知します。また、公共施設では窓口などに設置します。さらに、ふれあい健康交流会や小地域サロンなど、多くの人が集まる場での防犯情報の発信を行います。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
町内会・自治会、公共施設、社協（法人・地域福祉）、ボランティア	継続				
財源					
—					

(2) 防犯活動の推進

○防犯パトロールの実施・支援(再掲;第1章1(2))

町内会・自治会では、地域の安全を守るため、自主防犯パトロール隊を編成し、町内の防犯パトロールの実施や防犯灯の設置・管理等を行っています。社協では、そのような町内会・自治会活動が継続的に取り組めるよう、事業費や運営費等の助成を行います。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
町内会・自治会、社協（法人・地域福祉）	①地区敬老会支援 ②世代間交流支援 ③福祉施設等訪問活動 ④高齢者在宅訪問活動 ⑤地域活動支援助成		検証・見直し	継続	
財源					
社協会費、共募配分金					

(3) 事故防止・発生時の対応

○救命講習会の実施

万が一の事故に対応できる市民を増やすため、普通救命講習会や対象者別の救命講習会を実施します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（総合福祉センター、宗岡子育て支援センター）	総合福祉センター				
財源	年1回	➔			
市指定管理料	宗岡子育て支援センター 年1回				



3 安全な移動手段の確保と道路環境の整備

市民の日常的な生活の基盤であり、社会参加を行う上で重要である移動手段の確保については、公共交通だけでは、様々なニーズに対応することが困難です。そのため、市民主体の助け合いの移送サービスを行っていく必要があることから、市民の移動手段と安全な移動環境の確保に努めます。

(1) 公的移動手段の整備

○移動困難者に対する支援

日常的に車椅子を使用している人に、車椅子やストレッチャーのまま乗り降りできる特殊車両を市民（社協会員）に貸し出します。また、核家族化が進み、身近に運転できる人がいない人へ、福祉有償運送事業を行います。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（地域活動支援センター）	継続 				
財源	貸出 240件 有償運送 100件	貸出 250件 有償運送 110件	貸出 260件 有償運送 120件	貸出 270件 有償運送 130件	貸出 280件 有償運送 140件
社協会費、利用者負担金					

○車椅子の貸出

自立歩行の困難な人の社会参加を促進し、また、介護者の日常の介護活動を援助するため、介護保険などの制度が利用できない車椅子が必要な市民（社協会員）へ車椅子を貸し出します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	継続 				
財源	継続				
社協会費、利用者負担金					

(2) 安全に通れる道路環境の整備

○地域住民に向けた福祉教育の推進(再掲;第1章3(3))

広く地域住民に対し、福祉・障がい理解を促進する事業を実施するなど、福祉教育を推進します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協（法人・地域福祉）	継続 				
財源	知的、聴覚、精神、発達などの障がい理解事業	知的、聴覚、精神、発達などの障がい理解事業	知的、聴覚、精神、発達などの障がい理解事業	知的、聴覚、精神、発達などの障がい理解事業	知的、聴覚、精神、発達などの障がい理解事業
社協会費、県社協助成金	4事業100人	4事業110人	4事業110人	4事業120人	4事業120人

4 快適な生活環境の推進

(1) ユニバーサルデザインの推進

○地域住民に向けた福祉教育の推進(再掲;第1章3(3))

広く地域住民に対し、福祉・障がい理解を促進する事業を実施するなど、福祉教育を推進します。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協(法人・地域福祉)	継続 				
財源	知的、聴覚、精神、発達などの障がい理解事業	知的、聴覚、精神、発達などの障がい理解事業	知的、聴覚、精神、発達などの障がい理解事業	知的、聴覚、精神、発達などの障がい理解事業	知的、聴覚、精神、発達などの障がい理解事業
社協会費、県社協助成金	4事業100人	4事業110人	4事業110人	4事業120人	4事業120人

(2) 公園活用・談話スペースの拡充

○小地域サロン活動の推進(再掲;第1章2(1))

近所で集まることができる場を作り、地域での支え合いを進めるため、小地域サロンの設立に関する相談や、運営に関する支援、研修会の実施などを行います。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
社協(法人・地域福祉)	継続 				
財源	活動相談 27箇所	活動相談 28箇所	活動相談 29箇所	活動相談 29箇所	活動相談 30箇所
社協会費	運営支援 20箇所	運営支援 21箇所	運営支援 22箇所	運営支援 22箇所	運営支援 23箇所

(3) 生活マナーの向上

○回覧板の活用

住民の生活マナーの向上を図るため、回覧板などを活用し、住民意識の啓発を図ります。

取り組み主体	5年間の方向性及び目標値				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
町内会・自治会	継続 				
財源	—				
—	—				

第3部 計画の推進にあたって

第1章 計画の推進体制

1 計画内容の周知徹底

地域福祉は、行政や社協事務局だけが行うものではなく、地域住民の参画を得ながら推進していくものであり、一人でも多くの市民に理解、協力を求めていく必要があります。市民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉に対する理解を深め、本計画に掲げる取り組みを実践、継続していけるよう、地域住民、町内会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係団体・事業者等と連携・協力するとともに、社協だよりやホームページを利用し、広く市民への計画の周知に努めます。

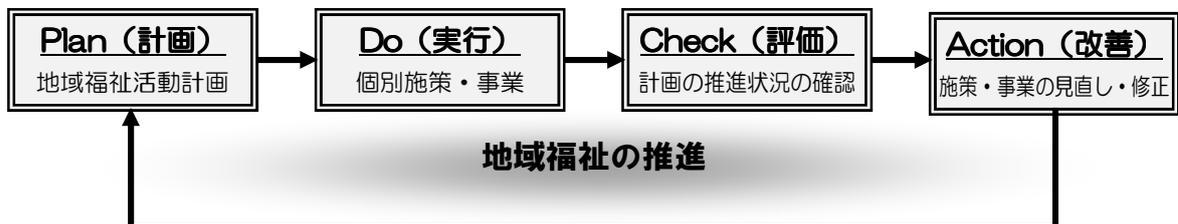
2 推進体制と見直し

本計画は、社協をはじめとする民間団体の中期行動計画としての機能を有していることから、市内地域福祉関係団体との横断的な推進体制をとる必要があります。そのため、見直しなどの必要があった場合は、市内地域福祉関係団体の多くが属する社協理事会・評議員会等へ報告し、評価・検証を行います。また、関連する制度改正や各種調査活動を通して福祉サービス利用者の福祉課題の把握を行い、成果と課題を明らかにし、新たなニーズの変化に応じた計画の見直しを行います。

第2章 計画の進行管理

本計画の進行状況の管理・評価は、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。また、志木市地域福祉計画と一体的に進行管理を行うため、福祉関係者や市民などによる「志木市地域福祉推進委員会」において評価・検証をします。

◇計画の進行管理におけるPDCAサイクルのイメージ



第 4 次志木市地域福祉活動計画

発 行：平成 2 7 年 3 月

編 集：社会福祉法人 志木市社会福祉協議会

〒353-0001 埼玉県志木市上宗岡 1 丁目 5 番 1 号

電 話：048-474-6508

F A X：048-475-0014

E-mail：houjin@shiki-syakyo.or.jp

<http://www.shiki-syakyo.or.jp>

